

小児の肺炎球菌感染症予防接種（15価）をうけるにあたっての説明書

～予防接種の前に必ずお読みください～

【2024-4-1】

1. 小児の肺炎球菌感染症の説明

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因の一つです。この菌は子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こします。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は、ワクチン導入前は5歳未満人口10万対2.6～2.9とされ、年間150人前後が発症していると推定されていました。致死率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅滞など）の頻度は、Hib（ヒブ）による髄膜炎より高く、約21%が予後不良とされています。現在は、肺炎球菌ワクチンが普及し、肺炎球菌性髄膜炎などの侵襲性感染症は激減しました。

2. 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（不活化ワクチン）について

①ワクチン接種の効果

子どもや高齢者で重い病気を起こしやすい15の血清型について、細菌性髄膜炎などの侵襲性感染症を予防するように作られたのが、15価肺炎球菌結合型ワクチンです。15価肺炎球菌結合型ワクチンは、令和6年4月1日から定期接種として接種できるようになりました。

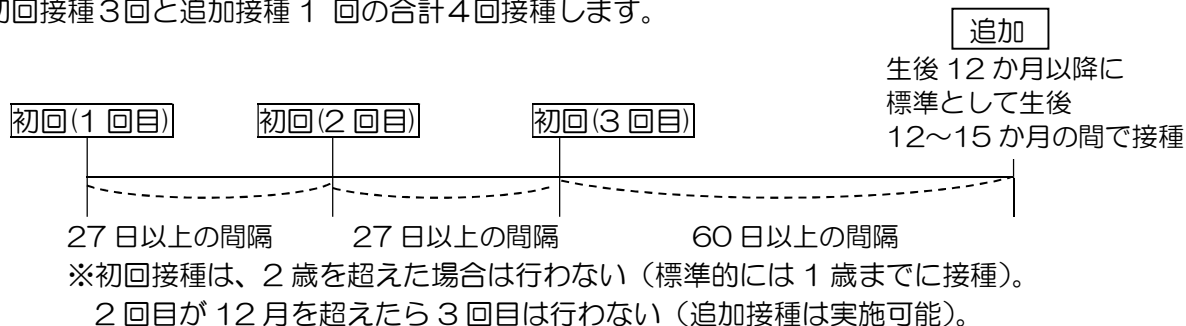
②副反応

接種局部の紅斑（赤み）、腫脹（はれ）、硬結（しこり）、疼痛（痛み）・圧痛、全身反応として発熱が認められています。

3. 接種スケジュール（標準的な接種方法）

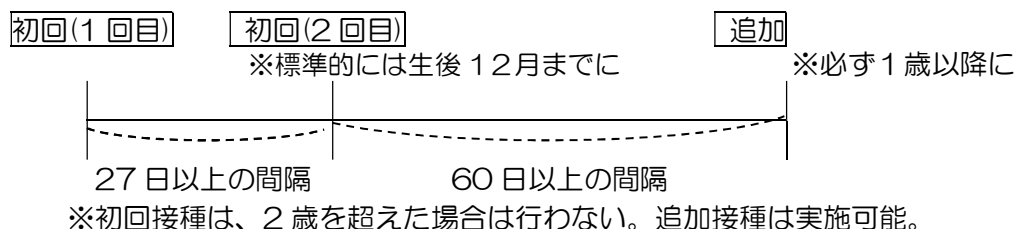
①生後2か月の前日から7か月の前日までの間に接種を開始する場合

初回接種3回と追加接種1回の合計4回接種します。

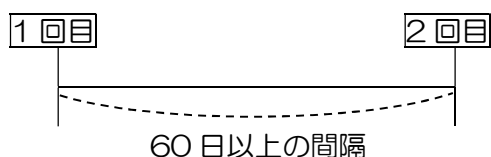


②生後7か月から1歳の誕生日の前日までの間に接種を開始する場合

初回接種2回と追加接種1回の合計3回接種します。



③1歳から2歳の誕生日の前日までの間に接種を開始する場合、2回接種します。



④2歳から5歳の誕生日の前日までの間に接種を開始する場合

1回だけ接種します。

4. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱している場合（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによって過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）をおこしたことがある場合
- ④その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

5. 次の方は、接種前に医師とよくご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある場合もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる場合
- ⑤このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある場合

6. 接種後の注意

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがごく稀にありますので、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④医師が必要と認めた場合にはこのワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能ですので、同時接種を希望する場合には医師にご相談ください。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
 - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。
 - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいはのちに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ※詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。

.....
【問い合わせ先】
.....
泉南市立保健センター
.....
電話：072-482-7615
.....